

政令別表第二より

父又は母の障がいについて

父又は母の障がいとは以下に該当する場合をいいます。

- 1 イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの
ロ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの
ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
- 2 両耳の聴力損失が 100 デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障がいをも有するもの
- 4 両上肢の全ての指を欠くもの
- 5 両上肢の全ての指の機能に著しい障がいをも有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障がいをも有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座していることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいをも有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障がいをも有するもの
- 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障がいをも有するもの
- 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障がいをも有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

